

(4) 申出書 ※該当者のみ

※二世帯住宅等で「同居しているが生計が別」の場合、水道光熱費がそれぞれの世帯で契約・支払いが行われていること等の確認できれば別世帯として取り扱いますので、申出書の提出をお願いします。本様式は、北中城村教育委員会教育総務課窓口で受け取るか、村HPよりダウンロード可能です。

提出先と提出期限

提出先：通学している公立小学校・中学校 ※推奨：保護者が学校事務室へ提出
または、北中城村教育委員会 教育総務課（北中城村役場第1庁舎3階）

提出期限：令和8年5月29日（金）

※「提出書類（3）」を提出する方は、先に「提出書類（1）」を5月29日までに提出し、6月以降に「提出書類（3）」を取得し、6月17日までに提出する必要があります。

※5月までに申請をして認定を受けた場合は、4月からの認定となります。

4. 注意事項

(1) 6月以降の申請について

6月以降に申請をして認定を受けた場合は、申請をした日の属する月から援助対象となります。認定月以前の援助費については、対象外となりますので、早めの申請をお願いします。

【令和8年度 最終受付期限：令和8年12月28日（月）】

(2) 令和8年3月末までに継続の申請を済ませた方は、再度申請する必要はありません。

(3) 審査結果（認定・否認定通知）については、令和8年7月上旬までに北中城村教育委員会から保護者へ郵送いたします。

(4) 就学援助制度における世帯について

本制度では、住民基本台帳上は世帯分離し別世帯となっても、同居している場合は収入等を同じ世帯とみなし算定します。

また、別居していても次のいずれかに該当する方は同一世帯員として審査の対象となります。

- ・婚姻継続中の配偶者
- ・児童生徒の親権者
- ・申請者世帯から仕送りを受けている方（別居している学生など）
- ・申請者世帯へ仕送りをしている方（単身赴任者など）

(5) 税の申告について

令和8年度（令和7年分）の所得申告がないと就学援助の審査ができず否認定となります。

児童生徒の兄弟、同一生計の祖父母、叔父叔母等も対象になりますので、収入がなくても申告を必ず行ってください。（※扶養に入られている方は申告不要です。）

(6) 校納金（学校徴収金）の支払いについて

就学援助が認定となっても、校納金は学校の指示どおり納入してください。未払いがある場合は、保護者の口座に振り込む学用品費などを学校長の口座に振り込みます。

※校納金には就学援助の費目に含まれない諸経費等の徴収もありますので、学校から未納のお知らせがあった際は、必ず納入してください。

お問い合わせ先

北中城村教育委員会 教育総務課

TEL 098-935-3773

